

令和3年度の入札契約制度の改正について

1 受注者の現場代理人の配置基準の緩和について

(1) 現状と課題

現状

契約金額350万円以上 常駐・専任
契約金額350万円未満 兼任可

課題

入札参加者が減少し、入札中止又は不調となる一因となっている。

(2) 国の動き

【現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（H23.11.14国土建161）】
通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきている。

→ 一定の要件を満たすと発注者が認めた場合※₁には、例外的に常駐※₂を要しないこととすることができることとされた（標準約款）。

※1 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合

※2 当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること

令和3年度の入札契約制度の改正について

1 受注者の現場代理人の配置基準の緩和について

参考 建設業法に規定する技術者等の配置の見直しについて（令和2年10月1日施行）

契約金額	法改正後（建築／建築以外）		法現行（建築／建築以外）		現場代理人 (市)
7,000万円以上	専任 監理技術者	専任 監理技術者	専任 監理技術者	専任 監理技術者	常駐・専任
6,000万円以上	監理技術者	専任 監理技術者	監理技術者	専任 監理技術者	常駐・専任
4,000万円以上	主任技術者	専任 監理技術者	主任技術者	専任 監理技術者	常駐・専任
3,500万円以上	主任技術者	専任 主任技術者	主任技術者	専任 主任技術者	常駐・専任
350万円以上	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	常駐・専任
350万円未満	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	兼任可

※ 赤字部分：監理技術者補佐を置く場合の専任の特例が新設される。
 青字部分：大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事及び鉄筋工事については、その下請負人において、主任技術者を置くことを要しない特例が新設される。

令和3年度の入札契約制度の改正について

1 受注者の現場代理人の配置基準の緩和について

参考	関東・東海・近畿の政令指定都市、中核市、北河内7市及び府内人口30万人以上の市43市の状況（令和2年7月調査） 契約金額3,500万円（これ以上の額及び金額要件なしを含む。）未満を兼任可とする団体が、回答39市中25市（64%） なお、大阪府内の調査対象市中、本市の配置基準が最も厳しい。
----	--

令和3年度の入札契約制度の改正について

1 受注者の現場代理人の配置基準の緩和について

(3) 見直し案

見直し後	現行
契約金額 <u>3,500万円</u> 以上 常駐・専任 契約金額 <u>3,500万円</u> 未満 兼任可（件数制限なし）	契約金額 <u>350万円</u> 以上 常駐・専任 契約金額 <u>350万円</u> 未満 兼任可（件数制限なし）
<p>＜兼任の要件＞（工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合）</p>	
<p>(1) 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間は、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐を要しないこととする。</p> <p>(2) 次の①～④の全てを満たす場合は、常駐を要しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">①兼任するいずれかの工事現場に常駐すること。②携帯電話、連絡員の現場常駐等により、発注者と常に連絡が取れること。③発注者が求めたときに、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことができること。④兼任する工事が本市（上下水道局、市民病院含む。）発注工事であること。	

令和3年度の入札契約制度の改正について

2 (工事) 入札参加件数及び受注制限件数の緩和について

(1) 現状と課題

現状

- (1) 入札参加件数 同時期に5件
- (2) 受注制限件数 同一年度内に5件
 - ※ なお、低入札価格調査制度対象案件は、同一年度内に2件
 - ※ 前年度施工優良者は、それぞれ6件

課題

入札参加者が減少し、入札中止又は不調となる一因となっている。

令和3年度の入札契約制度の改正について

2 (工事) 入札参加件数及び受注制限件数の緩和について

(1) 現状と課題

参考 府内の市の状況（令和2年7月調査）

市	件数制限
大阪市	予定価格700万円以上の工事について設定
堺市	技術者等を配置することができる件数として設定
東大阪市	件数制限なし
高槻市	制限付き一般競争入札（予定価格800万円以上）の工事について設定
豊中市	制限付き一般競争入札（予定価格3,000万円以上）の工事について設定
吹田市	制限付き一般競争入札（予定価格1,000万円以上）の工事について設定
八尾市	条件付き一般競争入札（予定価格1,000万円以上）の工事について設定
寝屋川市	予定価格750万円以上の工事について設定

令和3年度の入札契約制度の改正について

2 (工事) 入札参加件数及び受注制限件数の緩和について

(1) 現状と課題

参考 府内の市の状況（令和2年7月調査）

市	件数制限
守口市	随意契約案件を除く工事について設定（市内業者は6件。令和2年度4件→6件）
門真市	制限付き一般競争入札（予定価格500万円以上）の工事について設定
大東市	予定価格3,000万円以上の工事について設定
四條畷市	条件付き一般競争入札（予定価格250万円以上）の工事について設定
交野市	制限付き一般競争入札（予定価格1,000万円以上）の工事について設定
枚方市	制限付き一般競争入札（予定価格250万円以上）の工事について設定

考察

本市では、制限付き一般競争入札の範囲が広く、これに連動して、件数制限の対象工事が広がっているとみられる。

令和3年度の入札契約制度の改正について

2 (工事) 入札参加件数及び受注制限件数の緩和について

参考	平成30年度及び令和元年度における入札中止案件と予定価格		
	平成30年度（再発注を除く。）	27件	うち500万円未満 13件（契約39件。中止25.0%）
	令和元年度（再発注を除く。）	28件	うち500万円未満 9件（契約25件。中止26.5%）

考察

件数制限が比較的低価格の工事にまで及んでいることが、入札中止の一因となっている可能性がある。
なお、350万円未満の工事については、現場代理人要件の緩和の効果が及ばない。

(2) 見直し案

見直し後

- (1) 入札参加件数 同時期に5件
- (2) 受注制限件数 同一年度内に5件
 - ※ なお、低入札価格調査制度対象案件は、同一年度内に2件
 - ※ 前年度施工優良者は、それぞれ6件
 - ※ 予定価格500万円未満の工事は、件数に含めないこととする。

現行

- (1) 入札参加件数 同時期に5件
- (2) 受注制限件数 同一年度内に5件
 - ※ なお、低入札価格調査制度対象案件は、同一年度内に2件
 - ※ 前年度施工優良者は、それぞれ6件

令和3年度の入札契約制度の改正について

3 1者入札の取扱について

(1) 現状と課題

現状	課題
制限付き一般競争入札において、入札者又は入札参加資格の審査により当該入札の参加を認められた者が0者又は1者の場合、入札を中止する。 ただし、再発注の場合は、1者でも続行する（平成22年度から）。	市民サービスへの提供の遅れ、入札参加者への影響
参考	平成30年度及び令和元年度における入札中止案件と予定価格
	平成30年度（再発注を除く。） 27件 うち7,000万円以上 7件（契約45件。中止13.5%）
	令和元年度（再発注を除く。） 28件 うち7,000万円以上 6件（契約28件。中止17.6%）

考察

入札参加者を増やすための取組をしても1者となる案件はありと考えられ、何らかの対応を検討することは必要である。

令和3年度の入札契約制度の改正について

3 1者入札の取扱について

(2) 見直し案

見直し後	現行
<p>0者又は1者の場合は中止 ただし、次に掲げる場合は、0者の場合のみ中止</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 再発注案件の制限付き一般競争入札(2) 市外業者（その他業者）までを対象とした制限付き一般競争入札(3) 当該業種の全登録業者を対象とした指名競争入札	<p>0者又は1者の場合は中止 ただし、次に掲げる場合は、0者の場合のみ中止</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 再発注案件の制限付き一般競争入札